



静岡県ローイング協会

静岡県ローイング競技の育成・普及・強化の為に、
是非、賛助会員に加盟して頂きますよう宜しくお願い申し上げます。
年会費：1口 5,000円～

静岡県ローイング協会 令和6年度（2024年度）賛助会員募集のお願い

拝啓 貴殿におかれましては益々御健勝のこととお慶び申し上げます。
日頃より静岡のローイングに御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。
昨年6月の天竜ボート場の豪雨被災に対しまして、県内外のみなさまから寄附金を寄せていただき、誠にありがとうございました。
日本ローイング協会に寄せられた義援金、中部ボート連盟からの寄附金と合わせ、合計3,165,203円を浜松市に寄附いたしました。
これは、天竜ボート場の復旧に役立てていただくことになっています。
3月に天竜ボート場で行われました全国高等学校選抜ローイング大会は、5年振りに有観客で行い、大勢のみなさまに観戦、
応援していただきました。ようやく、通常のローイングが戻ってきました。そして、春4月、ローイングシーズンの到来です。
これからも、一つひとつの活動を丁寧に行いながら、静岡のローイングの輪・和を大きく広げていきたいと考えております。
つきましては、本年も賛助会員の御協力を何卒宜しくお願い申し上げます。
なお、令和6年3月31日をもって、協会の名称を静岡県ローイング協会と変更しましたことを申し添えます。

敬具

令和6年4月
静岡県ローイング協会
会長 林 邦之

資料①

静岡県ローイング協会（20240331名称変更）規約抜粋

第2章 目的及び事業

【目的】

第3条 本協会は静岡県内のローイング活動の普及発達をはかるをもって目的とする。

第4条 本協会は（社）日本ローイング協会に対して静岡県を代表するものとする。

【事業】

第5条 本協会はその目的を達成するために下記の事業を行う。

- 1 静岡県内における競漕会
- 2 静岡県代表選手の育成・選定・派遣
- 3 ローイングに関する調査・研究並びに指導
- 4 競技者規定による選手資格の決定
- 5 静岡県内のローイングの普及活動
- 6 その他目的達成に必要な事項

資料②

賛助会員規定

第1条 この規定は静岡県ローイング協会（以下「本会」という）規約第33条の規定に基づく賛助会員に関する
ことを定める。

第2条 賛助会員とは、本会の趣旨に賛同して入会した法人会員と個人会員をいう。

第3条 第2条による本会の趣旨とは本会規約第3・4・5条の目的及び事業を主とする他、本会競漕水域
における地域活性化も添える。

第4条 賛助会員は、次の事項を受けることができる。

- (1) 本会主催の主要競漕会への招待
- (2) 本会主催の講演会・懇親会等の参加資格
- (3) 本会年間活動関連品の配布
- (4) 本会活動に対する意見受理

第5条 賛助会員の資格は1年間毎（4月1日～3月31日）とする。

第6条 賛助会員の会費は、次のとおりとする。

- (1) 法人会員 1口 年額 1万円 注) 2口以上でも可
- (2) 個人会員 1口 年額 5千円 注) 2口以上でも可

附則 本規約は平成28年4月3日より施行する。

本規約は令和4年3月27日より改定する。

本規約は令和6年3月31日から改正する。

- ・ 振替口座 ゆうちょ銀行 浜松東
振替口座No 00800-7-72178 口座名 静岡県ボート協会
※ 振替料金のご負担をいただきます。（令和4年1月～より：ゆうちょ銀行制度変更により）

- ・ 連絡先 TEL：090-7951-0778 FAX：053-441-7990 静岡県ローイング協会 総務委員長 鈴木宏和